

# 社会教育学級募集要項

## 1. 対象となる学級

- (1) 文化、体育又はレクリエーションの活動を含む組織的な教育活動を行う団体であること。
- (2) 1学級の会員が10名以上であること。
- (3) 会員の7割以上が、本町に住所を有する者又は本町に在勤若しくは在学する者であること。  
※本町に在勤もしくは在学するものについては、  
提出書類の「会員名簿」内に勤務先等の名称を記載すること。
- (4) 学級の開催数が年4回以上、かつ、活動の合計時間が240分以上であること。
- (5) 特定の政党、宗教又は営利に関する活動でないこと。
- (6) 当該補助金以外の補助金又は本町の施設の使用料等の減免を受けていないこと。

## 2. 補助金額

上限5万円

4月1日から翌年2月末日までの活動経費を対象とする。(別表参照)  
ただし、会員個人に係る経費は対象外とする。

## 3. 申請に伴う提出書類

補助金交付を希望する学級の代表者は、次に掲げる書類に必要事項を記入して申請すること。

- (1) 嘉手納町社会教育学級補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 活動計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 会員名簿
- (5) その他町長が必要と認める書類

## 4. 申込書の配布場所及び提出先

配布場所：嘉手納町教育委員会 社会教育課(役場内3階)

(嘉手納町役場及び嘉手納町教育委員会のホームページからも確認できます。)

提出期間：令和3年4月1日(木)～5月7日(金) ※必着  
9時～17時 ※土日祝日を除く、12時～13時を除く

提出先：嘉手納町教育委員会 社会教育課(役場内3階)  
〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地  
TEL：956-1111(内線264・262)

## 5. 補助金交付までの手続き等

### ① 補助金交付申請書の提出（4月1日～5月7日）

### ② 補助金交付審査結果の通知（6月上旬）

嘉手納町より、社会教育学級補助金交付（決定・却下）通知書が郵送で届きます。  
なお、補助金の交付可否は、町社会教育委員の意見を参考に町が決定します。

### ③ 補助金概算払請求書の提出 ※補助金の概算払いを希望する学級のみ

学級の活動終了を待たずに補助金を受け取りたい学級は、  
社会教育学級補助金概算払請求書（様式第12号）をご提出ください。

### ④ 実績報告書の提出（活動終了日の翌月10日まで）

※3月以降も活動を継続する学級は、3月10日までに実績報告書を提出してください。

4月1日から2月末日までの活動実績について、下記の書類を町に提出してください。

- (1) 嘉手納町社会教育学級実績報告書（様式第7号）
- (2) 活動報告書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 会員名簿（出席状況が確認できるもの）
- (5) 活動写真
- (6) 領収書綴り
- (7) その他町長が必要と認める書類

### ⑤ 社会教育学級活動報告会での活動報告（3月中旬）

社会教育学級活動報告会に出席し、活動報告を行っていただきます。

### ⑥ 補助金額確定通知（3月中旬）

嘉手納町より、社会教育学級補助金額確定通知書が郵送で届きます。

### ⑦ 補助金概算払請求書の提出（3月下旬）

社会教育学級補助金請求書（様式第11号）をご提出ください。

ただし、③補助金概算払請求書の提出によりすでに補助金の交付を受けている学級で、補助金の追加交付が不要な学級については、提出は不要です。

※補助金の返還が必要な学級は、別途返還手続きが必要です。

(別表)

補助対象経費は学級全体にかかる経費のみを対象とする。

補助対象経費	内容
講師謝礼金	講演会や講習会等、学級の活動での講師に対する謝礼金 ※講師謝礼金の対象経費は、別紙の「嘉手納町講師等謝礼金支払基準表」の額を上限とし、超過した額は自己負担で支払うこと。
消耗品費	学級全体で使用する文具類、コピー用紙、インク代等
食糧費	講師やボランティア要員に対する茶菓子代等
印刷製本費	文書や写真等のコピー代等
光熱水費	電気使用料、水道使用料、ガス使用料等
通信運搬費	学級の活動における郵便料としての切手及びハガキ代、電話及び電報等の電信料
使用料及び賃借料	会場借上料、施設使用料、駐車場使用料等
その他	上記に該当しない学級の運営費（保険料等）

(参考) 嘉手納町講師等謝礼金支払基準表 (一部抜粋)

区分		金額 (1時間あたり)		備考
学校・ 官公署	大学教員	教授	県内 5,000 円 県外 10,000 円	※1日4時間までを限度とし、4時間を超えるときはそれぞれ1時間につき左記金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。  ※支払い対象とする時間は、移動、待機、打合せ等の時間を除いた、講演等出席による実働時間とする。  ※弁護士等とは、弁護士、公認会計士、作家、俳優、評論家、僧侶、貴社、アナウンサーの職及び公の研修所等で講師実績のある講師及び研究を業とする者をいう。  ※著名人とは、下記のいずれかの民間人を言う。 (1) 著書を出版し、その著書が全国あるいは県内複数の大手書店で販売され、広く一般に知られている者。 (2) 全国あるいは県内で多数の公演実績があり、広く一般に知られている者。 (3) 全国あるいは沖縄県内全域に放送・放映されるラジオ・テレビの番組に出演し、広く一般に知られている者。
		准教授	県内 4,000 円 県外 7,000 円	
		その他	県内 3,500 円 県外 5,000 円	
	その他	特別職	県内 5,000 円	
		管理職	県内 4,000 円 県外 8,000 円	
		補佐専門官	県外 5,000 円	
		その他	県内 3,500 円 県外 4,000 円	
	その他	弁護士等	県内 5,000 円 県外 10,000 円	
著名人		県内 5,000 円 県外 10,000 円		
その他		県内 4,000 円 県外 5,000 円		
医師		県内 7,000 円 県外 10,000 円		